経営会議要録

確定版

日時・場所	令和８年 10 月 19 日（月）８時 45 分～　庁議室
出 席 者	櫻本市長、林副市長、北脇教育長、井狩政策調整部長、小池政策調整部政策監、西村総務部長、井狩市民部長、山田都市建設部長、事務局

１．開会

２．議題

①野洲駅南口周辺整備特別委員会の資料について

令和７年度の「野洲駅南口周辺整備構想」見直しにおいて、Ｄブロックへの「集客の核となる機能」の配置を検討、①文化ホールの大規模改修、②エンターテイメントアリーナの整備、③企業オフィスの誘致と新小劇場の整備の３案を提示し、令和８年度に、まずＤブロックの整備方針を定め、対象エリア全体の整備効果を高める基本計画を策定することとしていた。

今回、Ｄブロックの整備方針が整ったことから、野洲駅南口周辺整備特別委員会を開催いただき、説明の場を設けていただいた。ついては、当日説明内容及び資料について、ご意見を伺いたい。

→審議了

＜共有＞

・３案のうち②と③を併せた「（仮称）複合交流アリーナ」の案を新たに示されているが、スペースやスケジュールに変更は生じないのか。

→企業オフィスニーズにより変動することは想定するが、現時点ではエンターテインメントアリーナの建物の中にオフィス機能を組み込む想定をしている。
また、スケジュールについては、「（仮称）複合交流アリーナ」とすることで事業が大幅に遅れるという想定はない。

・Ｄブロックに来場する方の交通手段はどのように考えているのか。

→複合的な機能を持つ建物になり、来場者の形も様々であると思うが、まずアリーナで開催するイベントの来場者には、公共交通機関をご利用いただくことを想定している。5,000 人を超える来場者が見込まれる場合、駐車場を設けても車両の集中による交通渋滞を招くおそれがあることに加え、駅前という立地を生かせるためである。一方で、来場者が市民である場合について、おのりやすの充実も想定したうえで、パークアンドライドなどの手段を用いて、市民の交通手段については特に不自由の無いように検討してまいりたい。また、アリーナ機能以外のビジネス機能や交流機能については、当該区域に自動車が一度に大幅に増加するものではないと想定している。ビジネス機能の利用者には公共交通機関の利用を促すとともに、新たに立体駐車場を整備することで、現在の駐車場不足の解消を図る予定である。

・「（仮称）複合交流アリーナ」の案のメリットについて示してほしい。

→３案を検討する過程で、①文化ホールの大規模改修については、まちづくりの観点から、厳しい状況であると判断した。また、②エンターテイメントアリーナの整備については、民間投資を前提とした場合、昨今の社会情勢を踏まえると、整備資金の確保が難しい面があると考えられる。一方、本市には電子部品製造事業所が多く立地していることから、企業オフィスの需要が見込まれる。そこで、本市の強みを生かす観点から、②エンターテイ

メントアリーナの整備と③企業オフィスの誘致を組み合わせることで、相乗効果が期待できるのではないかと考えたものである。

・エンターテイメントアリーナ整備施設の図面から、多目的ホールが現在の文化小劇場の役割を果たすものだと思うが、合っているか。また、関係団体への説明は行う予定があるのか。さらに、今後のスケジュールにおいて、既存施設である文化小劇場は2030年頃まで利用の予定・除却となっているが、現在、文化小劇場は令和10年（2028年）３月までの利用期間で改修等を行っている。ついては、想定の利用期間を超過することにより、照明やトイレ等の改修費用が必要になると思われるが、どのように考えているか。

→まず、多目的ホールはスポーツ興行の際に必要となるスペースではあるものの、年間300日程度は空いている想定であるので、現在の文化小劇場の機能や場合によっては学校の行事、又は駅前という利便性の高い場所でもあるので、商業利用も期待できる。

関係団体には、多目的ホールが文化小劇場の機能を担う旨を説明している。一方で、音響やステージ、観客席などの機能をどこまで担えるのか、不安の声もいただいていることから、今後は、「（仮称）複合交流アリーナ」案の検討を進める中で、より具体的な説明を行う予定である。

また、文化小劇場の設備の延命については市民部と相談しながら進めたいと考えているが、現行の文化小劇場は市民の愛着もあるので、使える限りは長く使いたいと考えている。また、基本計画においては、小劇場やコミセンを含む駅前全域の計画の中で明らかにするとともに、市民に負担をかける期間が短くなる行程を組みたい。

・資料P14において、②エンターテイメントアリーナの整備事業スキームが列挙されているが、他府県ではどのようなスキームを利用されているのか。

→都市部は民設民営、地方部は公設が多く、本市はその中間の民間主導を前提に検討しており、中でも、広島駅北口の新アリーナ構想では民間が建設して自治体へ寄付する「負担付き寄付」で実施されることから、本市もこのような例を軸に考えている。

・資料P14において、事業スキームごとに事例を入れてはどうか。現実的でイメージしやすい。

→承知した。

・資料P15において、稼働日数の見せ方を工夫したほうが良いのではないか。また、中学校の合唱コンクールなど、教育的な事業についても記載いただくとよい。

→大きな施設で小中の合唱コンクールやスポーツ大会などを実施することは、子どもたちのシビックプライドの醸成にも役立つので、出来る限り使っていただけるように、見せ方を工夫する。

＜意見＞

・資料P27他都市アリーナの経済波及効果について、可能ならば、所得額に換算して示せないか検討してはどうか。

３．その他

・７月13日の経営会議に付議された「野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について」は、介護保険運営協議会において協議されていないことから審議未了となったが、その後、本件ついて協議され、承認されたことから、改めて議会に条例改正について付議することを報告するもの。

なお、本件の議要録については７月13日に審議されたものを以下のとおり記載する。

①野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護現場における送迎業務の負担軽減を目的として試行的に実施してきた「通所介護施設共同

送迎事業」を継続的な事業として実施していくこととし、介護保険法第 115 条の 49 の規定に基づく「保健福祉事業」に位置付けるとともに、条例に必要な規定を追加するため、審議する。

＜共有＞

・本事業（「ゴイッショやす」）は介護事業を安定して運営するための介護人材の確保を目的とし、政策提案型事業として進めてきた。今後も高齢者の増加が見込まれ、介護人材の確保が必要となる。また、介護事業所に対してアンケート調査を行った結果、送迎に係る業務の負担が最も大きいことが明らかになった。ついては、今後も本事業を継続的に進めていく必要があることから、第 10 期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に記載するとともに、介護保険法の「保健福祉事業」に位置付け、条例改正を行うもの。

・現在本事業に参加している事業所は 12 事業所ということだが、今後増える見込みはあるのか。また、送迎が不要になった事業所に対し、送迎に対する負担金を徴収しているのか。さらに、利用者の増加に伴い本市の負担は増加するのか。

→参加事業所については少しずつ増加している。本事業に参加していただくよう継続して周知はしているものの、事業者側の送迎車のリース期間などの事情もあり、当初の想定をやや下回っている状況である。また、事業所からは送迎回数に応じた対価を請求している。現在は、本事業を運営する事業者の収益と本市の補助金から本事業にかかる費用を差し引いた額を返還していただく仕組みだが、この仕組みだと運営事業者に資金が残らないことから、車両の更新や施設の修繕といった臨時的な費用を捻出できないため、補助金の新たな仕組みを検討している。また、利用者が増加するに伴い、収益も増加することから、すぐに本市の負担が増えることはないが、ガソリン代の値上げや運営経費の増加により、負担増の可能性はある。

・「連れ出し隊」と「共同送迎」について、「連れ出し隊」は介護保険の総合事業における訪問型サービスＢであり、「共同送迎」は保健福祉事業に位置付けるということだが、今回の条例改正は「共同送迎」に係るものだけという認識で良いか。また、財源は介護保険事業特別会計における介護 1 号被保険者の負担ということだが、市の負担はないのか。

→今回の条例改正は「共同送迎」に係るもののみである。また、市の負担はない。

・新たに保健福祉事業へ位置付けるということだが、事業実施における根拠に変更はあるのか。

→現行において、本事業は補助金交付要綱に基づいて実施しているが、条例改正により介護保険法に基づく事業であることを明確に位置付けるものである。なお、実施体制に変更はない。

・民間事業から公的サービスへの変更に当たり、運営事業者の経営努力や利用料の適正化が疎かになる恐れがある。

→官民連携事業であることに変わりはないが、運営事業者やシステムを提供していただいているダイハツ等と協議を行う場があり、市としても慎重に対応する予定である。また、検討中であるが、補助金の見直しにより事業者の経営努力が反映できる仕組みにしたいと考えている。

４．閉会